

● 日吉ダム堤頂より

発行=日吉町森林組合 〒629-0341 京都府南丹市日吉町殿田尾崎8-1
Tel=0771-72-0017 Fax=0771-72-1375
E-mail=h-sinrin@fancy.ocn.ne.jp
<http://www.720017.or.jp/>
2018年1月発行



年頭にあたり

新年明けましておめでとうございます。組合員の皆様におかれましては、良き新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。平素は森林組合の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

早いもので、組合長という大役を井尻浩義前組合長から引き継がせていただきてから、3回目の正月を迎えることとなりました。あつという間ではありましたかが、組合員の皆様をはじめ、多くの方々から暖かい御支援と御協力をいただきながら、なんとか転ばずにやつてきた3年ではなかつたかなと思います。

この任期も残すところ約3ヶ月ではあります、転ぶことなく全力で責務を果たして参りますので、勝手を申しますが引き続き皆様からの暖かい御支援と御協力をお願ひ申し上げます。

さて、昨年は年始の大雪と10月末の台風で、林内において多くの被害が発生いたしました。とりわけ、10月の台風21号による被害は甚大で、その被害の状況につきましては「号外」という形

で、11月の「森林だより」でもお伝えしているところです。今年は、その被害を受けた山林の整備と、通常の森林整備を平行して行って参りたいと考えております。なお、被害木の処理やその対応につきましては、後述させていただきますので、詳細につきましてはそちらをご覧いただければと存じます。

今年も、皆様の所有山林の適切な整備を中心にして事業を行い、組合員の皆様に喜んでいただき、働く職員やビジネスパートナー、地域の皆様にも喜んでいただくという経営信条に沿った運営をしてまいります。

そして、前述しましたように、現役員の任期が残り3ヶ月を切りましたので、残りの期間を役員全員で一致団結し、全力で駆け抜け、全員が笑顔で任期を満了出来るよう精一杯努力して参ります。最後になりましたが、この1年が皆様にとって素晴らしい年となりますことをご祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

(宇野)

台風被害の復旧について

11月の「森林だより（号外）」で、台風21号による被害状況の第1報をお知らせいたしました。その後、被害の全容がより詳細に把握ができ、またその被害木の処理につきまして現時点での計画を以下にご説明させていただきます。

まず、昨年12月末までに把握出来ました被害の詳細について、説明させていただきます。大きな（1ha以上）のまとまりた（）被害が発生している地区は、胡麻地区、田原地区、四ツ谷地区、佐々江地区、生畑地区となっています。

これらの各地区をもう少し詳細に見てみますと、

【胡麻地区】

西大峠、東大峠、大峠、松尾において約3haのまとまった被害が発生しています。

【田原地区】

奥虫谷西平、奥虫谷東平において約4ha、旅谷東平、大滝において約3haのまとった被害が発生しています。

積谷において約2haのまとまった被害が発生しています。

【四ツ谷地区】

積谷において約2haのまとまった被害が発生しています。

【佐々江地区】

丸木谷、明日谷において約2ヶ所のまと
まつた被害が発生しています。

【生畠地区】

ゾンダ、千ノ谷、ツヅラ、小津谷にお
いて約5ヶ所のまとまつた被害が発生して
います。

左記以外にも、志和賀、上胡麻工ノキ
谷、胡麻上ノ山、田原焼原東平、四ツ谷
和田・井ノ谷、生畠ハリマ岳・カゲ山、
木住小峠、中世木伊ノ谷・篠尾、天若東
千谷において規模は小さいですが、被害
が発生していますし、まだ組合で把握出
来ていない被害箇所があるかと思いま
す。もしお気づきの方がおられましたら、
組合までご連絡いただければ幸いです。

これらの被害について、現時点におい
て組合が考える今後の復旧予定を説明い
たします。

(1) 5年以内に国や京都府から補助金
を受けて森林整備をした森林について
は、現時点で対象となる補助事業がない
ため、作業道から搬出できる範囲で被害
木の処理をし、搬出木材代金の一部を御
返却させていただくご提案をさせていた
だきます。

(2) 森林整備の補助金を受けて6年以
上経過した森林については、通常の森林
整備補助金の対象となりますので、補助
金を活用して被害木の処理と通常の間伐
をセットでご提案させていただきます。

(3) 林道、作業道上に単発的に倒れて
しまっている倒木などの処理は、順次作
業をしてまいりますが、号外でもお知ら
せしたように、優先順位が少し後回しに
なってしまいます。どうしても処理を優
先してほしいという方がおられました
ら、組合までご連絡ください。出来る限
りの対応をさせていただきます。

（1）と（2）の対応につきましては、
組合より所有者の皆様に順次連絡をさせ
ていただき、被害木処理を進めていきた
いと考えておりますが、被害が発生して
いる森林は全て大切な組合員の皆様の森
林ですので、どの方の山が優先でどの方
の山は後回しという順位があるわけでは
ありません。ただ、機械や人員の配置、
他の事業との関係などで処理の順番とい
うものが必ず出てきてしまいます。被害
が出ている全ての森林について、一日で
も早い復旧に職員一同全力で作業に当た
りますので、組合員の皆様にはご理解と
御協力をいただければ幸いです。

なお、森林保険に加入されている森林
において被害が発生している箇所に関し
ましては、組合で保険の請求手続きを進
めております。該当される方には担当者
より随時連絡をさせていただきます
で、宜しくお願ひ致します。

以上が、被害木処理についての現時点
での対応となっております。号外でもお
知らせしましたが、京都府には被害木の
処理に関して何らかの特別予算を考え
ていただくよう要望はしております。平成
30年度については、現時点では不明で
すが引き続き被害の実情を説明し、被害
木処理の予算要望は続けていきます。出
来るだけ皆様のご負担を少なくできるよ
う努力してまいりますので、復旧に関し
ては今暫くお時間をいただければと思
います。

（小林）

「森林環境税」創設

昨年12月14日に2018年度与党税制改正大綱がまとまり、19年度税制改正における森林環境税及び森林環境譲与税の創設が盛り込まれました。

この新税は、個人住民税均等割に上乗せする形で1人当たり年1,000円徴収され、税収総額は年間約600億円となります。現在、東日本大震災を教訓とした防災施設対応分の税収が、同じ形、同じ金額で徴収されています。これが23年度で終わるのを待ち、24年度から同じ形、同じ金額を森林環境税として徴収することで現状からの負担増を避ける予定となっています。

一方、森林整備は早急に始める必要があるため、24年度を待たず19年度から始める方針が決定されました。その費用は将来の森林環境税の税収から前借りする形で賄われ、19年度は200億円の総額でスタートし、33年度以降600億円の税収総額となります。

問題は、こうして徴収された税収がどのように使われるかということだと思いますが、集められた税収は森林環境譲与税として市町村へ分配されます。分配額

は、各市町村の私有林人工面積と林業就業者数、人口を指標とした譲与基準により決められます。市町村は、林野庁が作成した新しい森林管理システムに則り、分配された税収を用いて間伐などの森林整備を行っていきます。これ以外にも、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及・啓発なども盛り込まれました。

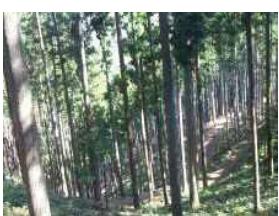
この新税をどう活用していくかの詳細は、追々示されていくのだと思いますが、「市町村へ分配される」ということが肝になってくるようです。現時点では分かっている情報をお伝えすると、市町村が「森林バンク」なるものを設立し、「所有者不明森林」、「境界が不明瞭で放置された森林」、「経営意欲がなく放置された森林」などを市町村が預かり、それを地域の意欲のある林業事業体に委託して木材生産をさせ、その費用に新税を充てるという計画があるようです。簡単に言うと、地域の荒廃した森林を市町村が管理再生していくというものです。

確かに、メディアでも所有者不明の土地が問題になつてているというニュースが流れていますし、実際に所有者に連絡が取れなかつたり、連絡が取れても境界が

分からなくて手入れが出来なかつたりというケースが増えてきているようになります。また、森林を土地ごと手放したいが、境界がわからないので手放したくても手放せないという方も増えております。

こういった森林は荒廃していく一方なので、市町村が代わって管理をするというのは一つの解決策だと思えます。しかし、市町村の実情は人員がどんどん削減され、職員一人に掛かる負担が大きくなっているのも事実だと思いますし、さらには業務が増えるということになると、果たしてそれは上手く機能するのだろうかという疑問も湧きます。

というように、新税の使い道や使い方については、クリアしなければいけない問題があるのでないかと思いますが、いずれにせよ国民一人ひとりが支払う税金ですから、森林が本当に良くなるような使い方を国には示していただきたいものです。（小林）



「森の道具屋」からのお知らせ

キノコ菌及び原木の販売について

シイタケ菌・ナメコ菌及び原木・菌入り原木を販売させていただく時期になりました。今年も以下の種類を販売いたします。

※シイタケ菌

- ・115番（肉厚で人気№1品種）
- ・240番（傘が広く干し椎茸に最適）
- 両種類とも500コマ（1,697円
税込）と1000コマ（3,086円
税込）があります。

※ナメコ菌

- ・早生ナメコ菌（別名ジャンボナメコ）
ナメコ菌は500コマ（1,697円
税込）のみとなっております。

※シイタケ原木

- ・原木（520円税込／本）

菌入原木のシイタケ菌は、115番（肉厚）の早生の菌になります。

シイタケ菌及びナメコ菌については既に入荷し、店頭にて販売を開始しております。また、原木につきましては1月末頃の入荷を予定しておりますが、例年皆様からご好評いただいており、3月上旬

を過ぎると完売してしまいます。「入り用の方は事前にご予約頂いた方がよろしいかと思います。ご予約は隨時賜っておりますので、組合までお気軽にご連絡ください。

（出野）

（写真）



組合職員が自宅庭で育てたシイタケ。昨年の春に植菌した原木。

意向調査の結果について

昨年の8月から9月にかけて、皆様へ

「日吉町森林組合の取り組みに対する意

向調査」と題したアンケート調査を実施されていただき、402名（回答率44%）の皆様から御回答いただきました。

回答率が4割を超え、組合に対する皆様の関心が高いということを改めて実感することができました。

ここでは、皆様の回答結果を全て掲載することは出来ませんが、抜粋して結果を報告させていただきます。

間伐などの施業を組合にご依頼いただいた方で、その内容に満足していただいだ方の割合は75%となつております。一方で、不満だったと考えておられる方も3%おられ、理由として「費用が高い。説明が不十分。技術が未熟。対応が悪い。」などのご意見をいたしております。

森林組合に対する要望の中には、「もっと間伐を進めてほしい。施業技術を向上してほしい。組合員の声をすくい取ってほしい。」などのご意見がありました。また、所有山林について今後どのように

にしたいかという質問にたいしては、「環境保全に配慮しつつ、定期的な収入を見込める山にしたい」という回答が全体の25%となっている一方、「土地ごと手放したい」や「この先どうしていいのか分からぬ」といった回答が43%を占めておりました。

これ以外にも、自由記述として記述いただいた内容には、「大きな山主の山ばかり見ないで小さな山主のこともちやんと見てほしい」や、「目先の利欲に走つていなか」、「森林から離れてしまつた所有者に、森林に対する興味を取り戻してもらう努力をお願いしたい」、「もつと丁寧な仕事してほしい」などなど、厳しいご意見を頂いております。

ただ、「回答いただいた皆様のご意見は全て、組合がこの先組合員の皆様にとってより良い組合となるため、大変重要なご意見だと受け止めています。一つ一つ改善していきたいと思いますので、引き続き叱咤激励をいただきますようお願い申し上げます。

最後にはなりましたが、お忙しい中アンケートにお答えいただき、貴重なご意見をいただき本当にありがとうございました。

(小林)



(出野)

山林移動届等の提出について

その他のお知らせ

森林だよりではお馴染みの内容となつておりますが、左記の事柄について該当される方がおられましたら、組合までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●名義人が高齢などの理由で家族内で名義を変更した

●名義人が亡くなられたので相続をした

●共有林の代表や会計が変更になつた

●売買・贈与などで山の面積が増えたり、減ったりした

●引っ越しをされ住所が変更になつた

組合員の皆様との繋がりを、いつまでも大切にしていきたいと思っておりますので、変更がありましたらご連絡くださいますようお願い申し上げます。

(出野)

山林所得の確定申告と伐採証明
毎年のこととなりますが、2月中旬になりますと確定申告が始まります。山林を伐採して譲渡したり、立木のまま譲渡したりして生じる所得（山林所得）は、他の所得とは合計せず異なる計算方法（5分5乗方式）により税額を計算し、確定申告を行うこととなつております。

しかし、山林所得すべてにおいて必ず確定申告をしないといけないということではありません。

課税対象になる山林所得は、総収入金額から必要経費と特別控除額を差し引いた額と定められています。まず「必要経費」というのは、伐採費や搬出費、仲介手数料の譲渡費用などの事を言います。が、これ以外に特例として「概算経費控除」というものも「必要経費」に含めることが出来ます。この「概算経費控除」とは、収入金額から譲渡費用を差し引いた金額の50%に相当する金額を概算の経費とすると言うものです。

次に、「特別控除額」についてですが、これは国において「最高50万円」までを特別控除額とすると定められておりま

す。

以上のことから、山林所得が100万円あつた場合、「概算経費控除」で50万円が必要経費とみなされ、50万円が特別控除額とされるので、山林所得額は0円とされます。なので100万円以下であれば課税されません。と、いうことになります。

さらに、「森林計画特別控除」という制度があり、経営計画に基づき伐採や譲渡をした場合には、先の「概算経費控除」が20%アップして、70%まで認めてもらえます。この場合だと、約170万円まで課税されない計算になります。ただし、この制度を利用する場合には、南丹市が発行する「伐採（譲渡）証明申請」などの書類を税務署へ提出する必要があります。

これに関して、組合では代筆サービスを行っております。平成29年に課税対象山林所得があつた方（経営計画の立案が前提条件となります）は、1月27日までに組合へお越しのうと、証明書の代筆をさせていただきます。その際に必要なものは印鑑と収入証紙代、証明手数料です。「希望の方がございましたら、組合までお越しください。

最後に、山林を取得されて5年以内に伐採又は譲渡をして得た所得は、山林所得ではなく「事業所得」か「雑所得」に含まれます。概算経費控除に関しても、「伐採または譲渡した年の15年前の1月31日以前から引き続き所有していた山林において」という前提条件があります。

以上の説明は、国税庁のホームページより抜粋しておりますが、少しでも不明な点等がございましたら、税務署へ直接お問い合わせいただくということが確実かと思いますので、よろしくお願ひいたします。



（仲上）

平成30年 大犯土表

月	大つち	小つち	土用	木の採れる日
1			17~31	1~16
2	7~13	15~21	1~3	4~6 22~28
3				1~31
4	8~14	17~22	17~30	1~7
5			1~4	5~31
6	7~13	15~21		1~6/22~30
7			20~31	1~19
8	6~12	14~20	~1	2~5/21~31
9				1~30
10	5~11	13~19	20~31	1~4
11			1~6	7~30
12	4~10	12~18		1~3/19~31

※大つち・小つち・土用、いずれも土を動かすことは悪いと言われている
提供・（株）北桑木材センター

※大つち・小つち・土用の間は木や竹を伐ると虫が入りやすく腐りやすい
なので、除伐や下刈りなどはこの時期に行うと早く腐るのでよい



(資料提供・北桑木材センター H29.12.20)

スギ	中目	$4\text{m} \times 18 \sim 24\text{cm}$	8,800~12,000	・スギ
"		$4\text{m} \times 24 \sim 30\text{cm}$	12,000~15,000	二番木、三番木
柱		$3\text{m} \times 16 \sim 20\text{cm}$	8,000~15,000	が売り難い
柱		$6\text{m} \times 16 \sim 20\text{cm}$	11,000~18,000	
ヒノキ	柱	$3\text{m} \times 16 \sim 20\text{cm}$	10,000~13,000	・ヒノキ
"		$6\text{m} \times 16 \sim 20\text{cm}$	13,000~15,000	3m柱材が値下がり気味
中目		$4\text{m} \times 18 \sim 24\text{cm}$	12,000~15,000	
土台		$4\text{m} \times 14 \sim 16\text{cm}$	9,000~11,000	中目材が売り難い



昨年暮れのある土曜日、お客様がご来店された際にこんなことを言われました。『森林組合に「おひつ」売ってるか

「おひつ」。知ってるやろ「おひつ」と。一瞬、え?となりましたが、「おひつは置いてないですねえ」と答えさせていただき、お客様は「そうかあ」と言って帰られました。

お客様が帰られてからふと、一緒にいた後輩の子に「おひつって知ってるやんなあ」と聞いたところ、「え? おひつ? 何ですかそれ?」と言われました。その子は30歳なので知っていると思いましが、知らないことに少し驚きました。

そんな話を正月休みに親にしていると、『そうかあ。おひつを知らんかあ。せやなあ、今はおひつなんか使わんやろなあ。俺が子供の時は、竈でご飯たいたらおひつに移すんが当たり前やつたけどなあ。おひつに入れてちょっと日が経つてブーンと臭うくらいのご飯が好きやつたわあ。ちょっと臭うしハエがばつと集まるから親父に「早く食べなハエが喰つてまうで」って言われて、ハエを振り払って食べてたわ。今の子やつたらそんなご

飯絶対食べへんのやろなあ。』と。「親父よ、ハエがバツと集つたご飯は俺でも嫌やわあ」と考えながら、時代ってどんどん変わっていくんやなあとつくづく思いました。

「10年ひと昔」と言いますが、今は2、3年もすると「ひと昔」のような感覚があります。技術はどんどん進歩・進化し、便利さをひたすら追求し、今はインターネットに繋がる環境であれば、家から一步も出ることなく生活が出来てしまう時代になりました。

便利さ、豊かさを追求し、前を向いてどんどん進んで行くことが悪いとは思いません。ですが、人間関係がどんどん希薄になつていつているようで、寂しい感じがします。

不便なことでも「仕方ないよね」と思ふ心を持ち、物（特に食べ物）を大に事なし、たまには立ち止まって後ろを振り返り、色々と考える時間を持つて心の余裕を持ちながら、少しずつでもいいので確実に家族や友人、仲間達と共に前に進んで行く方が良いかなと思います。

今年も、少しかもしれません着実に前に進んで行ける年にしたいと思いま

(小林)